

# 大阪瓦斯株式会社2024年度 「D-Green EX」、「D-Green Premium EX」、「D-Green Premium」、「D-Green RE100」及び「D-Green」 販売電力量検証報告書

大阪瓦斯株式会社 御中

## 1. 検証対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」という。)の再エネ電気料金メニューである「D-Green EX」、「D-Green Premium EX」、「D-Green Premium」、「D-Green RE100」及び「D-Green」(以下、「当該メニュー」という。)の2024年度の販売電力量について、第三者検証を実施した。

2024年度とは、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間をいう。本業務の目的は、大阪ガスが2024年度に当該メニューで販売した電力量を、同社が作成した「業務マニュアル 再エネ電気・非化石証書管理マニュアル」(以下、「運用ルール」という。)に照らして客観的に評価し、当該メニューの信頼性をより高めることにある。

## 2. 検証概要

当機構は、RE100の推奨事項並びに「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(20241120G局第1号 20241120資庁第1号 環地温発第2411223号 令和6年11月25日)(以下、「通達」という。)を参照し、ISAE3000に準拠して検証手続きを実施した。検証対象範囲は2024年度に大阪ガスが当該メニューで販売した電力量、当該メニューのために調達した再生可能エネルギーを発電源とする電力量(以下、「調達電力量」という。)、同社が2024年度に当該メニューの運用のために使用したFIT非化石証書量及び再エネ指定あり非FIT非化石証書量(以下、「非化石証書量」という。)、同社が作成した「温対法における特定排出者の他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定等に用いられる排出係数について」(2024年度実績、メニュー別)におけるメニューBの調整後排出係数(以下、「メニュー別排出係数」という。)である。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は販売電力量の5%とした。検証手続きでは、まず運用ルール及び運用状況を確認した。次に当該メニューの販売電力量、調達電力量、非化石証書量、メニュー別排出係数について根拠資料と突き合わせを行った。

## 3. 検証の結論

2024年度の当該メニューの販売電力量について、運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。また、調達電力量、非化石証書量、メニュー別排出係数が運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。

## 4. 留意事項

検証対象とした当該メニューの販売電力量、調達電力量、それらの属性と運用状況、非化石証書量、メニュー別排出係数は、日本の諸制度による固有の制約の影響下にある。当該メニューの運用責任は大阪ガスにあり、本検証業務に関する責任は当機構にある。大阪ガスと当機構との間には、特定の利害関係はない。

